

2024年1月9日

株式会社 四国銀行

**「令和6年能登半島地震対策特別融資」の取扱開始について**

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、令和6年能登半島地震により、直接的または間接的に事業活動に影響を受けた事業者さまをご支援するため、「令和6年能登半島地震対策特別融資」の取扱いを開始しましたので、下記の通りお知らせいたします。

当行は、被災された皆さまの一日も早い復旧に向け、全行をあげて支援してまいります。

## 記

## 1. 取扱期間

令和6年1月9日（火）～ 令和6年9月30日（月）

## 2. 制度の概要

名 称	令和6年能登半島地震対策特別融資
対象となる方	令和6年能登半島地震により、直接的または間接的に事業活動に影響を受けた事業者さま（法人・個人事業主）
資金使途	上記影響に伴う運転資金・設備資金
貸出科目	手形貸付・証書貸付
貸出期間	手形貸付：1年間以内 証書貸付：（運転）10年以内、（設備）15年以内
返済方法	手形貸付：期日一括または元金均等返済 証書貸付：元金均等返済（6カ月以内の据置き可）
貸出金利	当行所定利率から0.3%引下げ

## 3. お問い合わせ

お取引店またはお近くの四国銀行本支店にご相談ください。

以上